

松江市仮使用認定事務取り扱い要領

(目的)

第1 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の6第1項又は法第18条第24項に基づく特定行政庁又は建築主事の仮使用の認定申請（以下「仮使用認定」という。）及び法第90条の3の規定に基づく計画の届出（以下「安全計画届」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(仮使用認定申請等)

第2 仮使用認定の申請は棟単位を原則とし、申請者は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第4条の16（省令第8条の2第20項及び第21項において準用する場合を含む。）に規定する申請図書3部（正本1部、副本2部）を提出する。

2 内装仕上げ等をテナント等の決定後に行うこととされている建築物の仮使用認定申請手続きは、申請書の備考欄に仮使用部分の追加を予定している旨を記載して認定を受けるものとする。

3 仮使用認定区域を計画的に拡大し、使用されることが決定している建築物については仮使用認定申請手続きを行う際に、申請書の備考欄に仮使用部分の追加を予定している旨を記載して認定を受けるものとする。

4 第2項の認定を受けた建築物で新たなテナント等の決定に伴い仮使用部分の追加を行う場合又は第3項の認定を受けた建築物において仮使用部分の追加を行う場合には、申請書の備考欄に最初の仮使用認定通知書の認定日と認定番号及び予定の追加申請である旨を記載した上で、遅延なく提出するものとする。

5 前項の追加申請にあつては、申請手数料を不要とし、申請書の提出部数は第1項に同じとする。

6 特定行政庁又は建築主事は、仮使用の部分全体（第4項の規定による追加部分を含む。）について安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合は、仮使用認定通知書に第1項又は第4項の仮使用認定申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

7 安全計画届は、届出書2部（正本1部、副本1部）を提出するものとする。

手続きについて

- ◆ 提出先－特定行政庁又は建築主事
- ◆ 手数料－120,000円/棟（件）

◆ 申請様式一

- ①法第7条の6第1項第1号による仮使用認定の場合
：省令第4条の16により別記第33号様式
- ②法第7条の6第1項第2号の建築主事による仮使用認定の場合
：省令第4条の16により別記第34号様式
- ③法第18条第24項第1号による仮使用認定の場合
：省令第8条の2第20項、第21項により別記第42号の20様式
- ④法第18条第24項第2号による仮使用認定の場合
：省令第8条の2第20項、第21項により別記第42号の21様式
- ⑤法第90条の3に該当する建築物における仮使用認定の場合
安全計画届：省令第11条の2により別記第69号様式

◆ 申請書添付書類一

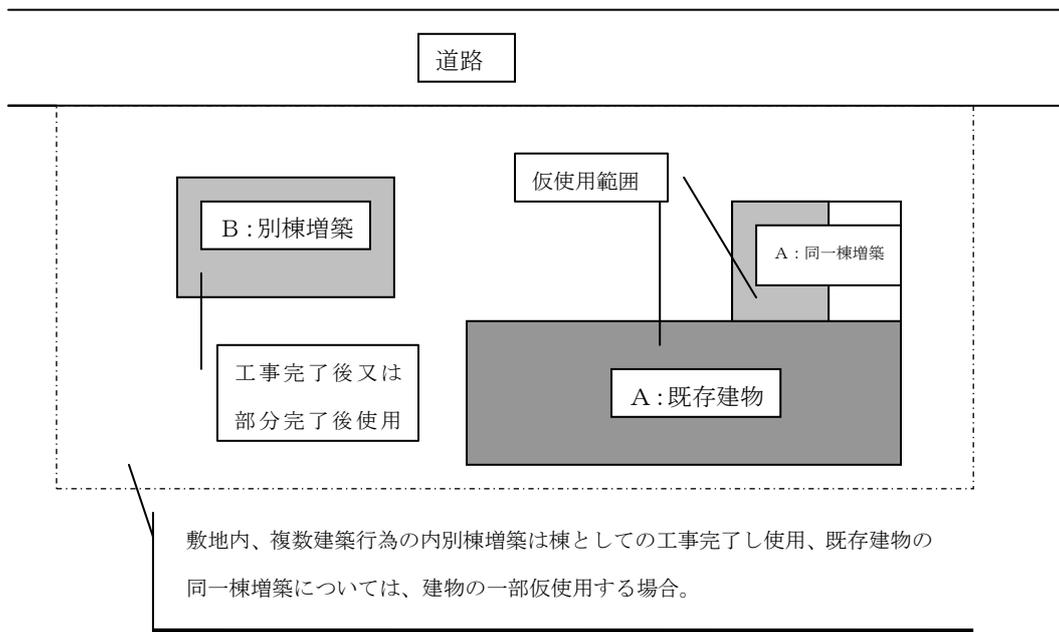
- ①確認申請書（第1面～第5面）の写し
- ②付近見取り図
- ③配置図
- ④各階平面図
- ⑤立面図
- ⑥断面図
- ⑦工程表
- ⑧安全計画書（平成27年5月27日付国住指第558号及び国住街第40号別紙3または別紙4）
- ⑨安全計画書・工事計画書（平成27年5月27日付国住指第558号及び国住街第40号別紙5：法第90条の3に該当する場合）

附 則

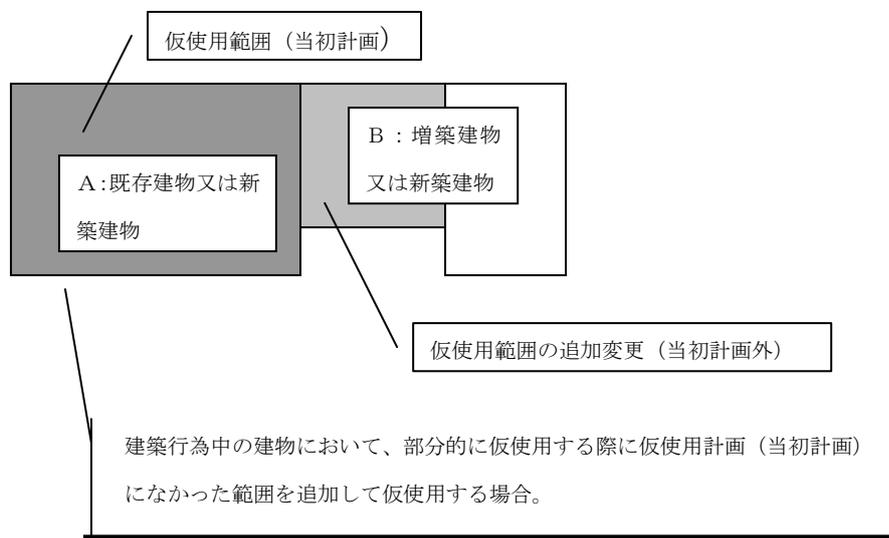
この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月17日から施行する。



取扱い例 1 : 「A棟」については「A : 既存建物部」仮使用認定申請時に「A : 同一棟増築部及びB : 別棟増築部」の段階仮使用計画が示されていた場合には、仮使用認定申請件数としては「1件」とし、仮使用部分の追加申請を行うものと扱う。



取扱い例 2 : 建築工事中の「A部分」の仮使用認定を受ける際に計画のなかった「B部分」の一部を仮使用範囲に追加して仮使用する場合には、再度、仮使用認定申請を行うこととし、仮使用認定申請としては「2件」として扱う。